

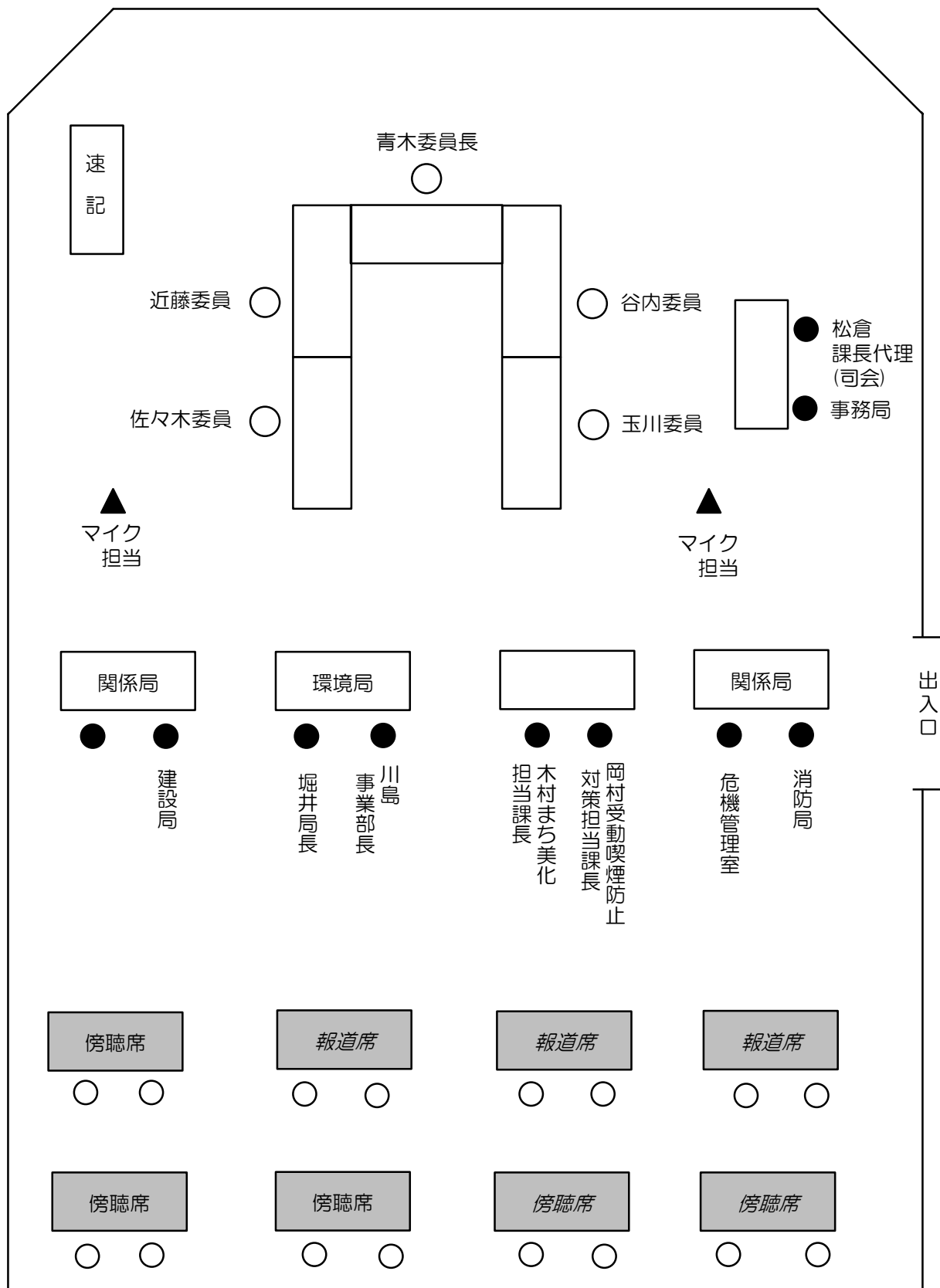
大阪市路上喫煙対策委員会 委員名簿

令和4年11月21日現在

役 職	氏 名	職 業 等
委員長	あおき よしふみ 青 木 佳 史	弁護士（きづがわ共同法律事務所）
委員長代理	こたに まり 小 谷 真 理	同志社大学政策学部 准教授
委 員	こんどう ゆきお 近 藤 幸 生	公募委員
委 員	ささき くにこ 佐々木 邦子	大阪市地域女性団体協議会 副会長
委 員	たにうち くみこ 谷 内 久 美 子	公益財団法人公害地域再生センター 研究員
委 員	たまがわ ひろこ 玉 川 弘 子	大阪商工会議所 地域振興部長兼万博協力推進室長
委 員	やまうち のりゆき 山 内 憲 之	大阪市PTA協議会 会長

第42回
大阪市路上喫煙対策委員会配席図

日時：令和4年11月21日(月) 午前10時00分～
場所：大阪市環境局 第1・2会議室



第42回大阪市路上喫煙対策委員会

資 料

資料1

今後の審議の進め方

資料2

効果的な普及啓発方法について

その他

資料3

喫煙所設置数の考え方

今後の審議の進め方

2025年1月

市内全域における路上喫煙禁止
にかかるとの考え方について

令和4年11月21日

大阪市環境局

令和4年7月の諮問における個別課題の主な論点

事項	論点
1 喫煙所整備	<ul style="list-style-type: none">・禁止地区の指定時には、答申を踏まえ、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保(提供)も必要との考えのもと、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがないことを前提とし、禁止地区のもつ啓発・PR効果を高めることを期待し、喫煙所(喫煙設備)を設置・市内全域における路上喫煙禁止の実効性の確保については、喫煙者の理解と協力にかかっていることから、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備が重要な課題であり、喫煙場所の確保、喫煙所の設置の必要性を認識・全市域での路上喫煙を禁止するにあたり、喫煙所の整備のあり方について、審議依頼
2 過料徴収及び啓発指導体制	<ul style="list-style-type: none">・現在の禁止地区では、路上喫煙防止指導員が巡回し、啓発活動や条例違反者に対する過料徴収を行っており、全市域への禁止地区拡大時にも、同様の対応が必要・啓発指導体制の運用は、本市の財政状況や費用対効果も勘案しながら、他の活動等とも連携し、経費の削減と、より高い啓発効果が得られるよう努めている。・全市域を禁止地区に拡大した場合には、大幅な体制の強化充実が必要・効果的な過料徴収、啓発指導体制について審議依頼
3 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の充実	<ul style="list-style-type: none">・平成20年に市民のマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める観点から「たばこ市民マナー向上エリア制度」を設け、地域住民や事業者が主体となり、本市と協力して、のぼりの設置や啓発リーフレット、ティッシュ等の配布、啓発ポスターの掲示等を行い、路上喫煙防止に向けた普及啓発活動に取り組んでいる。(令和4年10月末時点 74団体)・路上喫煙の全市域禁止に向けて取り組むにあたり、たばこ市民マナー向上エリア団体の活動の充実が重要な課題と認識し、審議依頼
4 効果的な啓発表示方法	<ul style="list-style-type: none">・「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」第8条第2項[※]に基づき、今後の施策の参考とするため、審議依頼※ 路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。
5 加熱たばこの取り扱い	<ul style="list-style-type: none">・「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」第8条第2項[※]に基づき、今後の施策の参考とするため、審議依頼※ 路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

これまでの審議経過と今後の予定

事項	第39回 (令4.7.13)	第40回 (令4.8.3)	第41回 (令4.9.13)	第42回 (令4.11.21)	第43回 (令5.1. 中)	第44回 (令5.3.中)	第45回 (令5.5.中)	第46回 (令5.6.下)	第47回 (令5.9.下)
総論	審議 (諮問)						→		
1 喫煙所整備		→ (10/7中間答申)							
2 過料徴収及び啓発指導体制					→				
3 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の充実					→				
4 効果的な啓発表示方法					→				
5 加熱たばこの取り扱い							→		
									答申確認

パブリックコメントの実施（予定）
 意見募集期間：令和5年7月～8月
 意見結果公表：令和5年9月

審議の優先順位の考え方

1 喫煙所整備

喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備（ハード整備）を先に進める必要がある。喫煙所の整備には、候補地の選定や設置にかかる工事などに時間を要する。

2 効果的な普及啓発方法

市内全域の路上喫煙禁止に向けて、事前周知期間をできる限り長く設けたい。他都市の事例を参考にターゲットを絞った啓発を検討。最終答申に先行する形となるが、実施できるものから順次実施を検討。

3 指導体制等

先行する東京都区部の事例をもとに、大阪市の実情に照らして対応策を検討。過料徴収や私道の取扱い等に関する法的課題への対応策を検討。2025年4月からの大阪府内の既存飲食店に対する面積要件の厳格化の動向を注視しつつ、制度設計を行う必要性もある。